

令和4年第4回区議会定例会提出予定案件

一 議 案

1 東京都板橋区個人情報保護法施行条例

(個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する。)

2 東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

(個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、保有特定個人情報等の開示等に係る規定を削る等するほか、所要の規定整備をする。)

3 東京都板橋区情報公開条例の一部を改正する条例

(個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、公文書の非公開情報に係る規定を改める。)

4 東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

(個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、審議会の設置及び所掌事項に係る規定を改める。)

5 東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

(個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、審査会の設置に係る規定を改める。)

6 東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

(動物の愛護及び管理に関する法律及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、犬の鑑札の交付及び長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に係る規定を追加する。)

7 舟渡四丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(舟渡四丁目南地区地区計画における敷地、構造及び用途に関する制限を定めること

により、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、条例を制定する。)

8 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例

(廃棄物処理手数料の額を改定する。)

9 東京都板橋区議会議員及び東京都板橋区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(公職選挙法施行令の改正に伴い、東京都板橋区議会議員及び東京都板橋区長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公費負担の限度額を改める。)

10 東京都板橋区立文化会館及び東京都板橋区立グリーンホールの指定管理者の指定について

(公益財団法人板橋区文化・国際交流財団、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで)

11 板橋区営自転車駐車場の指定管理者の指定について

(芝園開発株式会社、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで)

12 東京都板橋区立図書館及び東京都板橋区立アートギャラリーの指定管理者の指定について

指定管理者の名称	管理する公の施設
株式会社図書館流通センター	赤塚図書館、高島平図書館、成増図書館、成増アートギャラリー
株式会社ヴィアックス	清水図書館、蓮根図書館、西台図書館、志村図書館
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	氷川図書館、東板橋図書館、小茂根図書館

(指定の期間は、いずれも令和5年4月1日から令和10年3月31日まで)

13 東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例

(区営住宅建替事業により新たに整備された区営住宅を使用する者に係る規定を改めるほか、所要の規定整備をする。)

14 権利の放棄及び和解について

(損害賠償請求権の一部放棄及び和解)

議案第97号

東京都板橋区ケアラー支援条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第12条第1項の規定により提出する。

令和4年11月28日

提出者 板橋区議会議員

石川 すみえ
山田 ひでき
山内 えり
吉田 豊明
南雲 由子
荒川 なお
いわい 桐子
五十嵐 やす子
竹内 愛
小林 おとみ
井上 温子
かなざき 文子

東京都板橋区ケアラー支援条例

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、区の責務並びに区民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 高齢、身体上又は精神上的の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。
- (3) 関係機関 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。
- (4) 民間支援団体 ケアラーの支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

2 ケアラーの支援は、区、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

3 ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本理念（第6条第1項及び第7条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 区は、ケアラーの意向を尊重するとともに、区民、事業者、関係機関等から前項の施策に関し意見を聴くなど、広く区民参加の機会を提供するよう努めるものとする。

3 区は、第1項の施策を実施するに当たっては、事業者、関係機関、民間支援団体等と相互に連携を図るものとする。

(区民の役割)

第5条 区民は、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、区が実施するケアラーの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーの支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、区が実施するケアラーの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、区が実施するケアラーの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な支援

機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割)

第8条 ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関は、その業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会均等の確保の状況、健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラーに対し、適切な支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(ケアラーの支援に関する推進計画)

第9条 区は、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下この条において「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ケアラー及びヤングケアラーの支援に関する基本方針

(2) ケアラー及びヤングケアラーの支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラー及びヤングケアラーの支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 区は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 区は、毎年度、推進計画に係る各施策の評価を行うものとする。

5 第2項第2号の具体的施策は、区が定める計画と整合性を図らなければならない。

(広報及び啓発)

第10条 区は、広報活動及び啓発活動を通じて、区民、事業者及び関係機関が、ケアラーが置かれている状況、ケアラーの支援の方法等に関する知識を深め、社会全体としてケアラーの支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第11条 区は、ケアラーの支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等のケアラーの支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等による支援の推進)

第12条 区は、民間支援団体その他のケアラーを支援している者が適切かつ効果的にケアラーの支援を推進することができるよう情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査等)

第13条 区は、ケアラーの実態を把握し、ケアラーの支援に関する施策を効果的かつ効率的でその状況に応じたものとするため、定期的に、必要な調査を行うものとする。

2 区は、ケアラーの支援について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(体制の整備)

第14条 区は、ケアラーの支援を適切に実施するため、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制及び区、関係機関、民間支援団体等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 区は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現する必要があるため。